

令和7年度長岡市地域おこし協力隊（事業承継推進活動）活動支援等業務委託 仕様書

1 目的

長岡市地域おこし協力隊（事業承継推進活動）の隊員（以下「隊員」という。）を設置するに当たり、受託者において隊員を雇用するとともに、隊員の円滑な業務遂行のために必要な活動支援を行うものである。

2 業務に関する基本的な考え方

この業務は、地域経済の継続的な発展に向け、地域おこし協力隊を活用し、隊員と受託者が連携して、市内事業者に対するプッシュ型の情報発信や訪問等を行い、事業者が抱える課題及び必要な対策と支援を把握するとともに、専門支援機関と連携したサポートの提供により、市内事業者の事業承継の促進に取り組むもの。

3 委託業務の内容

（1）業務名

令和7年度長岡市地域おこし協力隊（事業承継推進活動）活動支援等業務委託

（2）業務内容

①地域おこし協力隊（事業承継推進活動）の設置及び隊員の活動に関する伴走支援
（当市は本業務における地域おこし協力隊を任用せず、新たに受託者が雇用する者に対し地域おこし協力隊を委嘱するものとする。）

②事業者の現況調査・情報発信

（3）隊員数

1名

（4）業務実施拠点（活動拠点）

地域おこし協力隊：新潟県長岡市

受託者：拠点は指定しないが、オンラインで当市や地域おこし協力隊と意思疎通できる環境は必須とする。

（5）実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

（6）隊員の雇用に関すること

ア 隊員の雇用

- ・隊員は、長岡市が地域おこし協力隊（事業承継推進活動）として委嘱するが、受託者が職員として雇用するものとし、隊員と長岡市の間に雇用関係は発生しない。
- ・地域おこし協力隊の委嘱については、活動状況が良好であれば年度単位で更新し、3年を超えない範囲で協力隊員として委嘱する。ただし、正式決定は市の各年度の予算成立後となる。
- ・委嘱期間が満了した場合、協力隊員としては解嘱となるが、受託者の職員として雇用を継続することを妨げるものではない。

イ 隊員の活動

- ・事業者への訪問によるヒアリング及びメール等による相談受付
- ・事業承継に関する支援機関への取り次ぎ
- ・事業承継促進のために市が必要と認める活動

※事業者の状況把握を行う訪問・調査の段階においても、必要に応じ、支援機関に同行を求めるなど、より早期の課題把握、解決に向けた対応に努めること。

ウ 隊員の労働条件

- ・隊員の労働条件は、受託者の規定に準じる。
- ・雇用後に労働条件を変更する場合には、事前に長岡市と協議する。

エ 給与、福利厚生

- ・隊員の活動に対する報酬（給与）の支払いは、募集時の労働条件の規定に基づき、契約の範囲内で行う。
- ・ただし、隊員の活動以外の対価として受託者の負担により報酬等を加算することは可能とする。
- ・隊員に対する福利厚生（法定・法定外）は、受託者の規定に準じる。

（７）隊員の活動支援に関すること

- ・隊員が業務を遂行するに当たり、必要な支援を行う。
- ・隊員の活動の進捗管理を行い、必要に応じて助言、指導等を行う。
- ・隊員には委嘱期間の開始後速やかに年間活動計画書を作成させ、受託者で確認を行ったうえで委託者に提出する。
- ・隊員には活動する月の前月２５日までに月間活動計画書を作成させ、受託者で確認を行ったうえで委託者に提出する。
- ・隊員には月間活動報告書を毎月作成させ、受託者で確認を行ったうえで翌月１０日までに前月分を委託者に提出する。
- ・隊員には委嘱期間の終期までに年間活動実績報告書を作成させ、受託者で確認を行ったうえで委託者に提出する。

（８）隊員の活動等に係る経費の管理に関すること

- ・受託者は、隊員の報酬及び活動に要する経費の支払いを行う。
- ・上記支払いに係る書類（契約書、請求書、領収書等）を委託者に提出する。
- ・本業務に係る経理について他の経理と区分し、その収支の事実を明らかにしておくものとする。
- ・収支簿に関する証拠書類を準備するとともに、本業務は国の財政措置の対象となるものであることから、業務受託年度の翌年度から起算して５年間は廃棄せず、適切に保管し、委託者の求めに応じて提示すること。

（９）事業者の現況調査、支援策や取組事例等の情報発信に関すること

- ・アンケート調査等により、市内事業者の事業承継の取組状況や経営課題を把握する。調査等の対象は市内の全事業者とすること。ただし、調査票等の配布に関しては、商工会、商工会議所の会員を除く。
- ・支援機関、金融機関等と連携した情報発信を行う。

- ・アンケート調査等の対象者リストの取得・整理を行う。
- (10) 月例報告書及び実績報告書の作成
- ・受託者は、業務月ごとに月例報告書を作成し、当該月の翌月 10 日までに委託者に提出する。
 - ・受託者は、委託期間終了日までに年間の業務実績報告書を委託者に提出する。
 - ・いずれの報告書にも、経費の内訳、受託者が隊員に対し支援した内容を記載する。
- (11) 隊員の活動に関する対象経費
- 別表「対象経費一覧」のとおり

4 その他

- (1) 委託者、受託者及び隊員が必要に応じて打合せを行うものとする。
- (2) 受託者は、当該受託業務の履行について管理をつかさどる業務主任者（当該受託業務に関し、主として指揮・監督を行う者をいう。）を定め、委託者との協議に出席させるものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、両者協議のうえ、決定するものとする。

別表

長岡市地域おこし協力隊（事業承継推進活動）対象経費一覧

経費	隊員の活動に要する経費
	上限 3,779,664 円 ※この金額は、隊員の雇用期間を 8 か月とした場合の上限額であり、雇用期間に応じて変動する。 $\left[\begin{array}{l} \text{①隊員の人件費：} 267,083 \text{ 円／月} \times 8 \text{ か月} = 2,136,664 \text{ 円} \\ \text{②活動経費：} 1,643,000 \text{ 円／年} \qquad \qquad \text{合計 } 3,779,664 \text{ 円} \end{array} \right]$
① 隊員の人件費	267,083 円／月を上限とする。（通勤手当、社会保険料の自己負担分を含む）
② 活動経費	1,643,000 円／年を上限
・ 法定福利費	
・ 住居費	上限月額 4 万円（光熱水費、共益費、敷金礼金等は除く）
・ 車両関係費	自動車等の借上料（上限月額 3 万円）、燃料費
・ 保険料	傷害保険、車両保険等
・ パソコン賃貸借料	
・ 消耗品費	
・ 印刷製本費	
・ 研修等参加費	
・ その他	市との事前協議により、事業実施に必要不可欠と認められた経費